

持続可能設備支援枠 NEW

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します！

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
既存の建物付帯設備、機械のオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	空調設備・電気設備・給油設備・機械設備 等

対象事業のイメージ



貸金UP支援枠か、持続可能設備支援枠の、どちらか一方を選んで申請してください。

公募期間

1次募集：令和8年3月24日（火）～4月24日（金）

※2次募集：令和8年6月中旬予定

※1次募集で予算の上限に達した場合は、2次募集を行いません。

※申請状況については、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でご確認ください。

※佐賀県の令和7年度2月補正予算が成立した場合に実施する事業です。

2月定例県議会での議決後に募集を開始します。

※詳細決定次第、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でお知らせします（3月上旬頃のお知らせを予定しています）。

事業の実施期限

事業実施期間は交付決定の日から令和8年11月15日までです。

補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により、11月30日まで期限延長が認められます。

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

補助制度の概要

対象者

佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。

①農林漁業者※

②医療福祉業者※

③常時使用する職員がいないCSO

※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）

対象事業

耐用年数を超えたもの、または購入後10年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組。

従業員

常時使用する従業員が1名以上いる

要件

（詳細な要件等は**必ず**交付要綱をご確認ください）

以下を満たす事業者。

令和6年10月18日から実績報告までに、

事業場内最低賃金を**10%**以上引き上げ、かつ引き上げに伴う賃金を支給していること。 ※1※2

※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を10%以上引き上げること。

※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から10%以上引き上げること。
ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を10%以上上回っている場合には、この限りではない。

補助率

3分の2以内

補助金の下限額

①小規模事業者（個人）

1事業場に付き15万円～

②小規模事業者（法人）

1事業場に付き30万円～

③中小企業

1事業場に付き50万円～

補助金の上限額

200万円

補助対象経費（税別）× 補助率
（千円未満切り捨て）

※詳細な要件等は**必ず**交付要綱をご確認ください。